

## 無期徒刑及び仮釈放制度の概要について

### 1 無期徒刑とは

無期徒刑とは、刑期が終身にわたるもの、すなわち、受刑者が死亡するまでその刑を科するというものです。

つまり、仮釈放が許されなければ、死亡するまで刑務所等の刑事施設で刑の執行を受けるものであり、仮釈放が許されたとしても、一生保護観察に付されるものであって、結局、無期徒刑を言い渡された者については、恩赦がなされない限り、生涯にわたり国の監督下に置かれることとなります。

### 2 仮釈放制度について

#### (1) 仮釈放を許すか否かの判断機関

仮釈放を許すか否かを判断するのは、全国8か所にある地方更生保護委員会（以下「地方委員会」という。）<sup>注1</sup>であり、刑事施設の長からの申出又は自らの判断に基づいて審理を開始し（更生保護法第34条第1項、第35条第1項）、地方委員会の委員が直接受刑者と面接するほか（同法第37条第1項）、必要に応じて被害者やその遺族、検察官等にも意見を聞くなどした上で（同法第38条第1項、犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則（以下「社会内処遇規則」という。）第22条、第10条）、3人の委員の合議により（同法第23条第1項）、個々の受刑者について(2)の基準に該当するかどうかを判断しています。

#### (2) 仮釈放の判断基準

##### ア 法律上の規定

刑法第28条<sup>注2</sup>によれば、このような無期徒刑受刑者について仮釈放が許されるためには、刑の執行開始後10年が経過することと、当該受刑者に「改悛の状」があることの2つの要件を満たすことが必要とされています。

##### イ 省令上の規定

どのような場合に「改悛の状」があると言えるのかについては、社会内処遇規則第28条に基準があり、具体的には、「（仮釈放を許す処分は、）悔悟の情及び改善更生の意欲があり、再び犯罪をするおそれがなく、かつ、保護観察に付することが改善更生のために相当であると認めるときにするものとする。ただし、社会の感情がこれを是認すると認められないときは、この限りでない。」と定められています。

##### ウ さらに詳細な規定

「悔悟の情」や「改善更生の意欲」、「再び犯罪をするおそれ」、「保護観察に付することが改善更生のために相当」、「社会の感情」については、それぞれ、次のような事項を考慮して判断すべき旨が通達により定められています。

例えば、「悔悟の情」については、受刑者自身の発言や文章のみで判断しないこととされており、「改善更生の意欲」については、被害者等に対する慰謝の措置の有無やその内容、その措置の計画や準備の有無、刑事施設における処遇への取組の状況、反則行為等の有無や内容、その他の刑事施設での生活態度、釈放後の生活の計画の有無や内容などから判断することとされています。

また、「再び犯罪をするおそれ」は、性格や年齢、犯罪の罪質や動機、態様、社会に与えた影響、釈放後の生活環境などから判断することとされ、「保護観察に付することが改善更生のために相当」については、悔悟の情及び改善更生の意欲があり、再び犯罪をするおそれがないと認められる者について、総合的かつ最終的に相当であるかどうかを判断することとされています。

そして、「社会の感情」については、被害者等の感情、収容期間、検察官等から表明されている意見などから、判断することとされています。

---

注1 地方委員会は、高等裁判所の管轄区域に対応して、北海道（札幌市）、東北（仙台市）、関東（さいたま市）、中部（名古屋市）、近畿（大阪市）、中国（広島市）、四国（高松市）及び九州（福岡市）に設置されている。

注2 刑法第28条（仮釈放）

「懲役又は禁錮に処せられた者に改悛の状があるときは、有期刑についてはその刑期の3分の1を、無期刑については10年を経過した後、行政官庁の処分によって仮に釈放することができる。」